

平成22年度調査

毒物劇物取扱状況実態調査票

医薬用外毒物

医薬用外劇物

調査票提出は 平成22年11月15日(月)までをお願いいたします。

調査票提出先(問合せ先)

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部薬務課 TEL 024-521-7233 (監視指導担当)

調査票記載者	職名	氏名
施設の名称		
施設の所在地		
施設の従業員数	() 人 パートも含めて計上してください。おおよそで結構です。	
毒物劇物の管理責任者	職名	氏名
連絡先電話及びFAX	TEL	FAX
毒物劇物講習会(無料) 参加希望の有無	参加希望 有 ・ 無 (どちらかにをつけてください)	

Q1 毒物劇物の取扱いについて

Q1 今までに毒物・劇物を使用又は保管したことがありますか。

- 1 今も使用している
- 2 今は使用していないが、保管している
- 3 以前は使用していたが、今は使用も保管もしていない
- 4 今まで使用したことがない

医薬用外毒物

医薬用外劇物

【解説】

毒物・劇物とは、毒物及び劇物取締法で規定された化学物質、化合物及びその製剤であり、毒性の強いものから順に毒物・劇物に指定されています。なお、毒物・劇物には、製品の容器や被包に上記のような、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字がどちらか必ず記載されています。

(注意！) 以下の設問は、「Q1」で「1」及び「2」に回答した方のみ、御回答ください。

Q2 毒物及び劇物の保管について

Q2 - 1 毒物・劇物を保管している場所についてお尋ねいたします。貴施設の次の表の【A欄】について該当する保管場所には数字に を付け、()内に数字を記入してください。【A欄】に記入したところについては、【B欄】【C欄】【D欄】の該当する数字に を付けてください。

【A欄】	【B欄】	【C欄】	【D欄】
毒物・劇物はどこに保管していますか。	【A欄】の保管場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示はありますか。	【A欄】の保管場所に施錠(鍵のかかる)設備はありますか。	【A欄】の保管場所に転倒・転落防止設備はありますか。
1 タンク ()か所	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし
2 倉庫 ()か所	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし

3 専用保管庫 ()か所	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし
4 戸棚・ロッカー ()か所	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし
5 その他 () ()か所	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし	1 全部あり 2 一部あり 3 全部なし

Q2 - 2 Q2 - 1の保管場所について、施設等におけるその配置はどうなっていますか。次の書類を添付してください。

事業所全体の建物配置図と毒物及び劇物の保管場所(貯蔵設備)配置図

- 1 毒物及び劇物の保管場所は図面上に明示してください。
- 2 図面等の準備ができた場合には、上記の チェックボックスにチェックマークを付けてください。

Q2 - 3 毒物・劇物の保管場所に毒物・劇物以外の薬品などを一緒に保管していますか。

- 1 保管している
- 2 保管していない

Q3 毒物及び劇物の容器について

Q3 - 1 毒物・劇物の容器には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示がありますか。
(元の容器から移し替えた場合も含まれます)

- 1 全部あり
- 2 一部あり
- 3 全部なし

医薬用外毒物

医薬用外劇物

【解説】

容器の表示には、色の規定があります。「医薬用外毒物」は医薬用外の文字及び赤地に白色の「毒物」の文字、「医薬用外劇物」は医薬用外の文字及び白地に赤色の「劇物」の文字で記載されています。

Q3 - 2 毒物・劇物を飲食物の容器に移し替えたことはありますか。

- 1 あり
- 2 なし

Q5 - 4 毒物・劇物の在庫量の定期点検(確認)を行っていますか。

- 1 行っている 2 行っていない

Q5 - 5 Q5 - 4で「1」に回答した方にお聞きします。その結果を記録していますか。

- 1 記録している 2 記録していない

Q6 毒物劇物の廃棄及び事故について

Q6 - 1 毒物・劇物の廃棄の基準を知っていますか。

- 1 知っている 2 知らない

Q6 - 2 必要に応じて、毒物・劇物の廃棄を行っていますか。

- 1 行っている 2 行っていない

Q6 - 3 Q6 - 2で「1」に回答した方にお聞きします。その場合、どのような廃棄方法で廃棄していますか。

- 1 中和処理 2 希釈処理 3 業者委託
4 その他()

Q6 - 4 現在、不要のため、廃棄処分したい(又は廃棄予定の)毒物・劇物がありますか。

- 1 ある 2 ない

Q6 - 5 過去1年以内に毒物・劇物の事故はありましたか。

- 1 盗難 2 漏洩 3 紛失
4 その他()

Q6 - 6 毒物・劇物の事故が発生した場合の対応規定(危害防止規定等の対応マニュアル等)を作成していますか。

- 1 作成している 2 作成していない

Q6 - 7 毒物・劇物の事故が発生した場合の届出の義務及び届出先は知っていますか。


- 1 知っている 2 知らない

Q6 - 8 Q6 - 7で「1」に回答した方にお聞きします。その届出先はどこですか。

届出先(貴施設で規定する届出先など)

()

Q7 毒物劇物の使用保管状況について

Q7 現在、使用又は保管している毒物・劇物について【別紙様式】  次ページに記載してください。

品 目 表

毒物関係

整理番号	毒物の成分名	別名・製剤名・商品名など
1	黄リン又は黄リン含有製剤	
2	(酸化リン)三塩化リン	
3	(酸化リン)五塩化リン	
4	オキサミル	オキサミル、バイデートL
5	シアン化カリウム	青酸カリ、青化カリ
6	シアン化ナトリウム	シアン化ソーダ、青酸ソーダ、青化ソーダ
7	(シアン化合物)その他の無機シアン化合物	シアン化銅、シアン化銀…など
8	水銀	
9	(水銀化合物)塩化第二水銀	
10	(水銀化合物)酸化第二水銀	
11	(水銀化合物)その他の水銀化合物	ヨウ化第二水銀、硝酸第二水銀、硫酸第二水銀、ネスラー試薬…など
12	ストリキニーネ	硝酸ストリキニーネ
13	ニコチン	硫酸ニコチン、ブラックリーフ
14	パラコート	プリグロックスL、グラモキソン
15	ヒ素	
16	(ヒ素化合物)亜ヒ酸	三塩化二砒素、三酸化砒素、白砒
17	(ヒ素化合物)その他のヒ素化合物	ヒ素、ヒ酸鉛、ヒ酸ソーダ…など
18	フッ化水素	フッ化水素酸
19	ベンゾエピン	マリックス
99	(その他の毒物)	

劇物関係

整理番号	劇物の成分名	別名・製剤名・商品名など
101	アクリロニトリル(原体)	アクリロニトリル、シアン化ビニル、アクリル酸ニトリル
102	アセトニトリル	メチルシアナイド、シアン化メチル、エタンニトリル
103	アニリン	アニリンオイル、アミノベンゼン、フェニルアミン
104	アンモニア(10%以下除く)	液安、安水
105	イソキサチオン(2%以下除く)	カルホス、カルモック
106	E P N	E P N
107	エチルチオメトン	ダイシストン、エカチンTD ほか
108	塩化亜鉛(原体)	クロロ亜鉛、亜鉛酪 ほか
109	塩酸(10%以下除く)	塩化水素酸 ほか
110	塩素(原体)	
111	塩素酸カリウム	鉛ボツ、クロロ酸カリ、クサートル、クロレート ほか
112	塩素酸ナトリウム	塩素酸ソーダ、塩曹
113	過酸化水素(6%以下除く)	
114	カドミウム化合物	塩化カドミウム、硝酸カドミウム、硫酸カドミウム…など
115	ギ酸(90%以下除く)	
116	キシレン(原体)	キシロール、ジメチルベンゼン
117	金属カリウム(原体)	
118	金属ナトリウム(原体)	金属ソーダ、金曹
119	クレゾール(5%以下除く)	メチルフェノール、ヒドロキシトルエン
120	クロルスルホン酸(原体)	クロルスルホン酸、クロル硫酸
121	クロロホルム(原体)	トリクロロメタン
122	ケイフッ化水素酸	フッ化ケイ素酸、ヘキサフルオロケイ酸
123	酢酸エチル(原体)	酢酸エステル、酢酸エーテル
124	シュウ酸(10%以下除く)	
125	水酸化カリウム(5%以下除く)	苛性カリ
126	水酸化ナトリウム(5%以下除く)	苛性ソーダ
127	臭素(原体)	ブロム、ブロミン
128	硝酸(10%以下除く)	
129	ダイアジン	エキソジノン
130	DEP(10%以下除く)	ディブテレックス、ネキリトン
131	DMTP	スブラサイド
132	DDVP	VP、ホスピット、デス、パナプレート
133	トルイジン(原体)	オルトトルイジン、メタトルイジン、パラトルイジン
134	トルエン(原体)	トリオール、メチルベンゼン
135	ニトロベンゼン(原体)	ニトロベンゾール
136	二硫化炭素	
137	ピクリン酸	2,4,6-トリニトロフェノール
138	BPMC(2%以下除く)	パッサ
139	フェノール(5%以下除く)	石炭酸、カルボール
140	プロバホス	カヤフォス
141	ブロム水素	ブロム水素酸、臭化水素酸
142	ホルムアルデヒド(1%以下除く)	ホルマリン
143	無水クロム酸	三酸化クロム、酸化クロム
144	メソミル	ランネート
145	メタノール(原体)	メチルアルコール、木精
146	メチルエチルケトン(原体)	MEK、エチルメチルケトン
147	硫酸(10%以下除く)	
999	その他の劇物	

注1 原体とは、薄められたり、他の成分のものを加えたりしていないものをいいます。

注2 毒物・劇物の使用、保管がある場合、調査票には必ずこの品目表の左欄の「整理番号」を記入してください。

注3 その他の場合であって、表示等がよく見えず、毒物・劇物の区別がつかないものの整理番号は、99又は999のどちらでもかまいません。